さいたま市コミュニティバス等導入ガイドライン抜粋

新規導入(北区吉野町)

主な検討の流れとポイント

事前準備

連行計画の作成 ステップ2

(1) 地域によるニーズ把握、市への相談

- ・どの地域の方が、どこに行きたいのか等、市民ニーズの把握。
- ・導入検討地域が、コミュニティバス等のコンセプトに合致していること。

(2) 地域組織の設立

・地域組織は検討路線の利用者を含め5人以上(代表者1名を選任)。

(1) 運行ルート案の検討、市への申請

- ・希望する行先にルート設定がされているか確認。
- 自治会の同意を得たうえで市に申請。
- ・コミュニティバス等が運行できる道路要件の確認。

(2) 運行計画素案の作成

コミュニティパス等のサービス方針の確認。

(3) 需要調査 (アンケート調査等) の実施・分析・事業採算性の検討

・実証運行への要件である、「収支率(試算)30%以上」を満たしているか確認。

(4) 「運行計画書」の作成

・運行にあたって関係機関協議、停留所設置に関し沿線住民の理解。

(5) 法定協議会における協議

・法定協議会において実証運行実施の可否についての判断。

(1) 実証運行の準備

・実証運行実施のための道路運送法の事業許可の取得。

(2) 実証運行の実施

(3) 実証運行中の調査・分析

実証運行

本格運行

- (4) 法定協議会における協議
 - ・本格運行への要件である『収支率40%以上(実証運行前半6か月)』を満たしているかの確認。
 - ・法定協議会において本格運行実施の可否についての判断。
 - ・実証運行期間は延長含めて最大3年以内。

(5) 本格運行の準備

・本格運行実施のための道路運送法の事業許可の取得(必要に応じて)。

(1) 本格運行の実施

(2) 運行継続に向けたサポート (調査・分析)

・運行継続のため利用促進等の継続的な取組実施。

(3) 法定協議会における協議

・運行継続:2年間のうち、いずれか1年の収支率が40%以上。

・運行廃止: 2年間連続して、収支率が40%未満。

(4) 本格運行後の利用促進

- ※新規導入:平成23年のガイドライン策定以前から運行しているコミュニティバス6路線(西区、見沼区、南区、桜区、北区、岩槻区)以外で新たにコミュニティバス等の導入を検討するものです。
- ※本格運行後、運行内容を改善する場合の検討は「3ガイドライン策定前に導入されたコミュニティバスの運行改善に関する検討の流れとポイント」を参考に行います。詳細は「コミュニティバス等導入ガイドライン本編」をご覧ください。